

令和4年土幌町議会第4回定例会

1 議事日程 令和4年12月6日(火曜日)

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 伊藤 健蔵 議員

次期町づくり総合計画について

2 大西 米明 議員

新型コロナ対策について

3 清水 秀雄 議員

インボイス制度と本町の関わりについて

日程番号3 議案第5号 土幌町課設置条例の全部を改正する条例案

日程番号4 議案第6号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号5 議案第7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

日程番号6 議案第8号 職員の高齢者部分休業に関する条例案

日程番号7 議案第9号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号8 議案第10号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号9 議案第11号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号10 議案第12号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号11 議案第13号 愛のまち建設基金条例の一部を改正する条例案

日程番号12 議案第14号 土幌町看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案

日程番号13 議案第15号 令和4年度土幌町一般会計補正予算

日程番号14 議案第16号 令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号15 議案第17号 令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程番号16 議案第18号 令和4年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算

日程番号17 議案第19号 令和4年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算

日程番号18 議案第20号 令和4年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算

日程番号19 議案第21号 令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算

日程番号20 議案第22号 令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

2 出席議員

1 番 加藤 宏一 2 番 河口 和吉 3 番 大西 米明 5 番 伊藤 健蔵

6 番 清水 秀雄 7 番 牧野 圭司 8 番 曾我 弘美 9 番 中村 貢

10 番 森本 真隆 11 番 大野 明 12 番 矢坂 賢哉 13 番 秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	会計管理者	三野宮智恵子
総務企画課長	西野 孝典	町民課長	吉川 和美
保健福祉課長	藤村 延	産業振興課長	藤内 和三
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	仙石 譲

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	若原 裕
------	------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤 慶岩	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

1	秋間議長	ただいまの出席議員は11名です。 なお、6番、清水議員は所用のため遅れてまいりますので、ご報告をいたします。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 <b>日程第1、会議録署名議員の指名</b> を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、牧野圭司議員及び8番、曾我弘美議員を指名します。
2	伊藤議員	<b>日程第2、一般質問</b> を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、伊藤健蔵議員。 本定例会に時間を賜り質問する時間をいただきましてありがとうございます。それでは、高木町長に次期町づくり総合計画についてご質問をさせていただきます。

秋間議長  
高木町長

本町では、土幌町第6期町づくり総合計画を平成28年から令和7年の期間を定め推進しており、令和3年度に中間見直しを図っております。策定に当たっては、94ページにも及ぶ広範な計画を詳細に検討され、33名の町民会議委員の答申を受け、今日に至っております。しかし、この計画期間も残すところ3年となりました。次期7期も新たなまちづくり総合的な計画の樹立を考えているのであれば、基本的な方針、調査方法などを着手しなければならないと思います。また、予算の措置も講じなければなりません。町長は、次期の新たな町づくり総合計画の樹立についてどのような考えをお持ちか伺いたします。

答弁を求めます。町長、登壇願います。

伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、昭和30年度に策定した新農村建設計画をはじめ第1期町づくり計画、愛と緑の町建設を目指した第2期町づくり計画以降、1期10年を計画期間とし、それぞれの時代の流れや本町の現状、課題を踏まえながらまちづくり全体に関わる総合的な計画を順次策定をしてまいりました。従来総合計画については、地方自治法第2条第4項において総合計画の基本構想について議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、平成23年の改正で法的な策定義務がなくなり、現在は自治体の判断に委ねられておりますが、本町では土幌町まちづくり基本条例第19条に基づき策定を行っているものであります。

現在の土幌町第6期町づくり総合計画の策定に当たっては、平成26年度から平成27年度にかけて第5期総合計画の検証や次期計画策定に向けた基礎調査を実施したほか、土幌町町民会議に専門部会を設置し、全体会議や幹事会での議論を含め慎重な検討、協議が重ねられ、議会をはじめ多くの町民のご意見、ご提案をいただきながら策定したところであり、テーマを「輝く未来へ しほろ創生」として6つの基本目標を策定し、その基本目標の実現に向け各種施策を展開しているところでもあります。また、第4期以降は計画期間の5年目に中間見直しを行い、後半5か年を後期計画期間とし、令和2年度の現計画の中間見直しに当たりましては令和3年に開町100周年の記念すべき年を迎えることと、一方で少子高齢社会の進行、人口減少問題、新型コロナウイルス感染症の発生など国や地方を取り巻く社会情勢の変化や多様化する課題に対応すべく、令和2年度にスタートしました第2期土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画の重点施策と位置づけ、町民会議をはじめ町民各層からの貴重なご意見、ご提案や議会でのご審議をいただいたところでございます。現在町民会議を中心に各関係機関、団体や町民の皆様の積極的な参画をいただきながら実施計画の推進、検証にも努めているところでございます。

ご質問の次期第7期総合計画の策定に向けてであります。目まぐるしく変化する国内外の情勢など、国、地方を取り巻く状況は刻々と

変化しており、まちづくりに望まれること、解決すべき課題などはより多様化、複雑化していると思慮しているところであります。いずれにいたしましても、町づくり総合計画は今後の土幌町の目指すべき将来像とその将来像を実現するためのまちづくりの考え方や基本方向を示す大変重要な計画でありますので、第6期総合計画策定の際と同様に議員各位をはじめ諮問機関である町民会議を中心に広く町民、機関、団体の皆様に策定に向けた議論を積極的に参画いただくことを基本に、今後の100年を見据えた計画づくりの検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長  
伊藤議員

再質問あれば許します。伊藤議員。

ありがとうございます。ただいま町長の答弁にもありましたとおり、昨年開町100年を迎えました。次の200年に向けてまちづくりの方向を示す次の町づくり計画はとても重要な計画になります。高木町長は、ちょうど節目の101年目のスタートに誕生いたしました。そして、1期目に計画は着手しなければなりません。何か運命的なものを私は感じます。

先ほど町長は、今後の100年を見据えた計画づくりの検討を進めると述べております。しかし、これまでの町並みの在り方は住宅ゾーン、観光、教育ゾーン、商業ゾーン、工場や企業活動ゾーンなどは人口が7,000人を超えていた頃の規模で、高度経済成長時期がベースとなっているのではないかと思います。今や10月末で我が町の人口は5,887人となって、1,200人も減少しております。今後も人口減少は進みます。住宅地にあっては、年代が偏り、空洞化も目立っております。今後の人口動態に合わせたコンパクトな町並みや目的に合った施設の再構築が必要と考えます。このような難問が山積し、難しいかじ取りの中で、町長自身のこんなまちづくりをしたいという思いや夢があったらお聞きさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

秋間議長  
高木町長

町長、答弁求めます。

今後の100年に向けましては、緑豊かな農村地域として発展してきましたこの土幌町をより発展させていくという思いでございます。今伊藤議員おっしゃいましたように、人口減少というのは日本全体でも既に減少してきているという中では避けて通れない問題かと思えますし、少子高齢というのも同様かと捉えておりますが、その中でより町民が生き生きと暮らしていけるまちづくりをどのように目指していくかということになるかと思えます。やはりその中には、経済活動、いわゆる働き場所があって、そこに住むと。そして、町民の皆さんが働き、活動していくというものが必要かと思えますので、これまでの今まで土幌町が発展してきたものを基礎にしながら、それをどのように発展させていくかということ町民の皆様といろいろ考えながら、

秋間議長 伊藤議員	<p>今後の100年に向けたまちづくりの検討を今後進めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>再質問あれば許します。伊藤議員。</p> <p>ありがとうございます。ぜひそういう方向でまちづくりを進めていただきたいと思いますが、先ほどご回答で次期7期総合計画策定に向けては第6期同様町民会議を中心に進めるとありますが、この町に住んでいては思い込みや価値に気づかないことも多々あります。そこで、専門的な知識や実績のあるアドバイスを参考にする必要があるのではないかと思います。計画に当たっては、官として町、民として町民、さらに客観的な第三者を加えてはどうでしょうか。第三者とは、町外の専門的に都市計画に関わったプラン会社や大学の研究者や学生などが考えられますが、本町では北大や地元大学などこれまでのご縁もあります。私は、3者一体となって調査、計画に十分時間をかけ、たたき台としてハード面、ソフト面の総合的なマスタープランを設計し、それを基に行政、町民、第三者が一体となって町づくり総合計画を策定してはいかがかと思えます。調査には費用もかかると思えますので、次年度予算に組み込めるようこの定例会で質問させていただいております。町長は、どのようにお考えでしょうか。</p>
秋間議長 高木町長	<p>町長、答弁求めます。</p> <p>総合計画といいますのは、町最上位の計画でございまして、現在の計画の中では例えばその中で重点施策を担う人口減少の克服ですとか地方創生については第2期の土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めているものを重点施策としているところでございまして、これらの策定に当たりましては町外の教育機関、それから金融機関、それから報道機関のほか、アドバイザーにも2つの機関をお願いをしてきたと、参画をいただいてきた経過がございますし、また現在ゼロカーボン土幌の実現に向けて土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会というものも今置いておりますが、そこでも金融機関、それから道外の教育機関などオブザーバーにも3つの機関ですか、参画をいただいているところでございまして、現在も町民の方々とは違った角度からご意見を頂戴しているところでございます。</p>
秋間議長 伊藤議員	<p>伊藤議員からご提案のありました学識経験者あるいは外部の人材の意見や活用につきましても、まだ策定をスタートするまでに若干時間もございますので、町民の皆様の意見をまず反映させるということを第一といたしまして、町の各会議、協議会に参画をいただいている外部有識者なども参考にしながら、外部からの参画、意見のいただき方などについても十分検討しながら進めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>再質問あれば許します。伊藤議員。</p> <p>ぜひしっかり第三者も含めた広い見識の下に町内、他町の成功事例</p>

や取組を参考にして土幌らしい計画を策定いただきたいと思います。

かつて先人たちは、農村ユートピアを掲げ、理想とする農村郷は何かと考え、目標を見据えてまちづくりに100年間努力してまいりました。今は、我が町はさらに今後200年に向けて新たな農村理想郷はどのような町か、これを柱にして町長のリーダーシップを発揮して次期の町づくり総合計画を策定いただくことを期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

秋間議長 以上で伊藤健蔵議員の質問を終了します。

質問順位2番、大西米明議員。

大西議員 おはようございます。それでは、町長に対しまして新型コロナ対策についてお聞きいたします。

新型コロナウイルスの1日当たりの陽性者の数が道内で1万人を超える感染拡大が止まりません。町内の年代別感染者数は公表されていませんが、10代以下の感染者が多く、家庭内感染に広がり、家族全員が感染している家庭が多く、今まで高齢者らの感染防止を念頭に置いていたが、今後は若者も含めた対策が必要ではないのか、町長にお聞きします。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

高木町長 大西議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症についてであります。道内の1日当たりの感染者数は11月22日に過去最多の1万1,394人となり、病床使用率が50%を超える高水準で推移するなど感染拡大と医療への負担が深刻化しており、1週間当たりの新規感染者数の増加幅は鈍化しつつありますが、人の移動が増える年末年始を控え、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されるなど、今後鎮静化に向かうかは不透明な状況であります。

北海道が公表した11月の道内全体での感染者数の年代別構成割合では、40歳代、10歳代が多く、30歳代、10歳未満、20歳代と続き、10歳未満から40歳代までが全体の7割を占めており、この年齢別構成を見ますと家庭内感染が広がっているものと考察をすることでございます。十勝管内及び本町におきましては、議員ご指摘のとおり年代別感染者数は公表されておりましたが、特に10月以降町内の認定こども園や保育所などの園児のほか、小中高校の児童生徒、教職員の感染が多数確認され、それぞれ関係するクラスや学年の閉鎖措置を実施するなど感染拡大の防止に努めたところであり、引き続き各学校等施設における感染防止対策の徹底を図っているところであります。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、2回以上の接種を終えた12歳以上を対象としたオミクロン株対応ワクチンを10月21日から開始し、11月22日現在の実績は対象者4,865人のうち1,521人となり、6か月以上11歳未満までの接種につきましては5歳以上の児童は3月

から、4歳以下の乳幼児は11月9日から接種を開始し、11月22日現在の接種状況は4歳以下の対象者163人のうち1回接種終了者が2人、5歳から11歳までの対象者267人のうち2回接種終了者は83人、12歳から19歳までの対象者409人のうち2回接種終了者は329人となっており、全国的な傾向と同様に11歳以下の接種が進んでいないと捉えております。ワクチン接種につきましては、希望する方がいる一方で予防接種を受けることができない方や様子を見ながら検討したい方など様々な方がいることと認識をしておりますが、町といたしましては接種についてご本人が判断いただけるようワクチンの効果とともに接種後の副反応などの正確な情報提供に努めてきたほか、対象者のうち希望する方が円滑に接種できるよう町立病院や小児科医院と連携しながら接種体制の構築を進め、接種機会の確保はもとよりオミクロン株対応ワクチンの接種開始などの取組を進めてきたところであります。今後も引き続き国などからの情報収集に努め、医療機関をはじめとする関係機関との連携を図りながら、様々な媒体を用いた感染防止対策の周知啓発や町民への相談対応、ワクチン接種の勧奨に努めてまいりたいと存じます。

以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長  
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

今町長答弁の中に道の感染者数の年齢別の公表がのっていましたが、まさに家庭内感染を示すのは10歳未満の子供たちは13.1%の感染者、多分30代が10歳未満の子供を持っている親だと思いますが、それも13.8%、大体イコールです。それから、10代のお子さんを持っている親御さんというのは大体40代ですから、16.2と16.3ということで、家庭内感染をしているのだなという数字は道が公表した年齢別で分かるのですが、町が年齢別の感染者の公表をしていないのに道の数字は何を根拠にこういう数字を出しているのか、ちょっとお聞きします。

秋間議長  
高木町長

町長、答弁求めます。

本日の答弁の中で11月の道内の感染者総体の割合についてお話をさせていただいたわけですが、この資料につきましては北海道がホームページの中で公表しているものでございまして、現在9月26日からでしたか、コロナの全数把握の考え方が変更になりまして、医療機関からは65歳以上あるいは入院が必要あるいは妊婦という方は市町村別の人数とともに保健所に報告をされますが、それ以外については年代のみの保健所への報告と変わってございまして、それを集計したものが毎日道で公表されてございまして、それを1か月分集計をしてお示しをしたものでございます。

秋間議長  
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

ということは、土幌町でも65歳以上、特定疾患、また妊婦以外の人の患者数というのは把握しているのですか。

秋間議長 高木町長	町長、答弁求めます。 医療機関が保健所に年代別のみの人数を報告しておりますので、その中に士幌町の方が何人いたかというのは分からないといいますが、私どもにも連絡もございませんし、そういった状況でございましたので、町内の全数、感染した方の全数を町としては現在把握はできていないということでございます。
秋間議長 大西議員	大西議員。 町長の答弁だと、道が公表した年齢別のものもちょっと正確でないのだなと感じます。実は、9月26日から全患者を報告しなくなったということで、士幌町でも先週は6人ですか、3人だとか何人で感染者数の公表が少ないのです。一般の家庭では、子供が学校行っている、保育園、幼稚園に行っている家庭はある程度子供たちの感染を分かっているのですが、一般の方は大体コロナは下火になったのだなと。国も道もいろいろ旅行だとか、いろんな券を出してやっていますから、もう安心なのだという風潮が少し出てきているのだと思うのです。今回士幌町の子供たちを見ますとかなりの数が、100人ぐらいはなっているのではないのか。そして、子供ですから家庭の中で隔離がなかなかできなくて、だから家庭内感染で一家4人、5人いたら全員がかかってしまうということになっていますので、少し町民にも危機感を持ってもらうためにはある程度の数字は公表したほうがいいのか。もし感染者数が公表できないのであれば、学校の学級閉鎖、学校閉鎖、もしくは学校を休んでいる子供たち、多分いろんな病気で休む人もいるだろうが、大半がコロナなのかと思うのです。ですから、数を答えられないのであれば学校を休んでいる子供たちだとか、そういうのをちょっとアナウンスはしたほうが町民すごく危機感を持って皆さんが気をつけてくれるのではないかなと思うのですが、その辺はどう考えますか。
秋間議長 高木町長	町長、答弁願います。 これまで北海道が1週間ごとの市町村別の感染者数を公表していた当時は、防災ラジオも使って町民の皆様感染の状況をお伝えしていたわけですが、その見直しに伴って防災ラジオでの公表あるいはホームページ等についても見直したところでございます、その辺のところの扱いにつきましては総務企画課長からお答えをさせていただきます。
秋間議長 西野総務 企画課長	総務企画課長。 総務企画課長、西野からお答えさせていただきます。 ただいま町長からお話ありました全数届出の見直しが行われるまでは、市町村別の1週間の感染者数の発表がございましたので、防災ラジオで放送いたしました。また、役場職員は町の施設で感染者が確認された際も都度防災ラジオですとかホームページでの周知を行ってき

たところでございますが、議員おっしゃるように9月26日から全数届出見直しに伴い、道が公表する市町村別の感染者数が高齢者ですとか妊婦といった限られた、限定された公表になりましたので、そういった取扱いの変更に伴いまして、それまで役場職員等の感染による住民サービス、町民サービスへの影響が小さかったということも踏まえまして、町民サービスへの影響、例えばですが、役場機能の一部停止ですとか病院の受入れ停止といった広く町民への影響が生じる場合のみ防災ラジオでの放送ですとかホームページの公表をするというような取扱いの見直しを行ったところでございます。

以上でございます。

秋間議長  
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

今役場の職員や何かのことは防災ラジオで公表しませんということですが、今回子供たち、小学校、保育園、幼稚園の子供たちが私は実際には分かりませんが、約100人ぐらいがかかったのではないのかといううわさが出ています。ですから、それだけ出るということは言ってみれば子供たちの3分の1ぐらいがコロナにかかっているのかなと思いますし、それが自宅に行って家庭内感染ということで、また大体そういう家庭は先ほど町長の言ったように年代が皆さん若いですから、65歳以下ですからそれにカウントされないということが事実です。ですから、私の言うように公表できないのなら学校で休んでいる子供の数、それから学級閉鎖、学校閉鎖だとかとありますよね。そういうのを報告できないのかと聞いているのです。

秋間議長  
高木町長

町長、答弁願います。

こども園をはじめ保育所、それから小中学校あるいは高校の中でコロナの感染等があった場合については、保護者に対しては例えば学年であるとかごとに何名感染したとお知らせをしてくれているところでございますが、それについては今後もそういった対応をしていきたいと思っています。それを公表したほうがいいのではないかと考えてみますが、それについては町外の自治体の例なども検討しながら考えてみたいと思います。

秋間議長  
大西議員

大西議員。

町民に危機感をあおることもそれ必要なのかどうか分かりませんが、やはり土幌町内でこれだけの感染者が出ているということが、町民が知ることがある程度予防につながっていくのかなと私は考えるのです。ですから、法的に駄目だというのなら、だから私言うように学校休んでいる人の人数はどうなのだという話をしているのです。今学校だとか保育園、幼稚園の中で子供たちに感染予防って言ってみれば手洗い、マスク、コロナのウイルスが空気中にありますから換気が必要だということで、特に北海道は寒いから換気が遅れて、東京より早く多くの感染者が出たというのは換気のせいではないのかという話があ

りますが、あとワクチン接種であります、ワクチン接種にしてもやはり大人、成人の人でもワクチン接種すると痛がったり、熱が出たとか、いろんな副作用ありますから、子供たちに接種をさせるという親がなかなか少ないのではないのかなと。だから、4歳以下2名しかいないとか、いないと同じぐらいの数しか数字が出てこないということは、そういう親にしてみれば子供たちにそんな熱出したり、痛がらせることはないと思って、コロナだから今昔と違ってオミクロンのものは4日か5日熱出れば解熱剤飲んでいけばいいのではないのかというようなことでワクチン接種しないのですが、土幌町で子供も結構重症になる人もいるということを知っているのですが、土幌町の中で子供たちの中で重症化した例はあるのですか。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 子供重症化した例があるかどうかにつきましては、保健福祉課長からお答えをさせていただきたいと思います。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健 保健福祉課長、藤村からご説明いたします。

福祉課長 コロナに関する相談は、かなり10月から増えていまして、いろんな相談がございます。その中で子供がかかって重症化した、さて困っているが、どうするというような相談は今のところ一件もございません。以上です。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 やはりマスコミが報道している子供でも重症化するよということが土幌町ではないということで、幸いだったのだと思いますが、これ以外に学校や幼稚園、保育園で予防するために何かよい施策はあるのですか。今言う手洗い、マスク、換気だとか、ワクチンが最大いいのだらうと思いますが、ワクチンについては強制するわけにいかないし、親の自由ですから、子供が自分で打つとか打たないなんていうのは判断はできないから親だと思のですが、それ以外に何かこれだけもう100人、町長は100人とは言わないが、聞くところによると100人以上の子供たちがなった、それに併せて家庭内でなると、両親がなったりなんかすると子供の倍以上の人数の人が感染しているのだと思うのです。これ以外に何かする方法があるのかないのか、どうなのかちょっとお聞きします。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 11月の末に十勝総合振興局と管内各市町村の市町村首長の連名で道民の方にコロナ感染拡大防止対策というものも発出しているところがございますが、基本的には3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気、その基本的な感染対策の再徹底ということをお願いをしているところがございます、具体的にそれ以上の対策というのは現在のところなかなかないというのが現状かと捉えております。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 今言うようにそれ以上のものはないのだと思いますが、換気というのは学校なり保育園なりですから、今日あたり10度以下の気温になったときに学校で換気をどのようにやれるのか。その代わり暖房を入れていかなければならないと思うのですが、どのぐらいの間隔でやればいいのか、換気は。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 学校における換気等の実施方法については、教育委員会からお答えをさせていただきます。

秋間議長 教育課長。

小野寺教育課長 教育課長、小野寺から回答させていただきますが、現状1時間、1授業といたしますか、の単位にもなりますが、1時間に15分程度換気をして空気を入れ替える。それと、同様にエアコンも入れていきますので、通常暖房とエアコンを併用してうまく活用するといいますか、そのような形で暖房の面もできるだけ一気に冷えないようにという対応をしているところであります。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 寒いとき15分換気するという事は、相当教室も寒くなるので、また今まで2年間はあまりインフルエンザは流行しなかったのですが、今年は海外でもインフルエンザがコロナと一緒にやってきているという話がありまして、日本でも相当流行するのではないかなという心配があります。もしそこで換気をしていることによって、寒さによって逆に今度インフルエンザはどうなのだろう。インフルエンザとコロナと一緒にってしまったら、これ大変なことになるのではないかなと思います。ですから、本当に暖房と換気をうまくやらないと、インフルエンザみたいな病気が感染してしまうと、それこそまた大変なことになるのだと思います。

それとあわせて、道は今までなら多分緊急事態宣言をしていたのですが、何か今の知事はとっ初めの頃は、初めの起きた2年前は相当早くに宣言したのですが、今度はこれだけ道内ではやっても緊急事態宣言をしません。ですから、経済を促すためにいろんな旅行だとかなんとかを奨励していますからできないのかなと思いますが、士幌町では前は職員の方は人数制限、飲食店で的人数制限だとか、いろいろ制限出したりしていましたが、今回のコロナの流行で町として道に合わせ、国に合わせて緊急宣言はしないが、飲食店の営業時間だとか短縮だとか人数制限だとかとする気はありますか。

秋間議長 町長、答弁願います。

高木町長 本町といたしましては、北海道で出しているいろんな、現在は何も発出されていないわけではありますが、現在対策強化宣言ですか、それについてどうするかというところを見極めているのかと思いますが、

それらの考え方に準じて町としても行政を展開していくといたしますか、そこと同じ基準で考えていきたいと思っるところでございます。ですから、道でいろんな時間制限だとかいうものを設けないとすれば、町もそれに従って実施をしていくと考えているところでございます。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 ということは、国、道に準じて緊急宣言をすればそれに合わせてやっていくと、町はそういう形でいきたいということですね。それとあわせて、今町内の行事がコロナの関係で中止しているのが大体なのですが、土幌町は特にほかの町村から見たら厳しく制限して催物が中止になっています。それで、今国会で改正感染法の成立になりまして、コロナの見直しについては速やかに見直せというような附帯意見もついた法律が制定されましたが、土幌町が行事をできるためには感染症法の制定によって2類から5類に変わると普通になり、言ってみれば風邪と同じような扱いになってしまうので、そのときには多分行事の中止だとかは今までどおり平常に合わせた運営になっていくのだと思いますが、町長、その辺どう思いますか。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 議員おっしゃるとおり、12月2日でしたか、新型コロナウイルスの法的な位置づけを速やかに検討することを附則に盛り込みました改正感染症法の成立を受けまして、国においては新型コロナウイルスの2類から5類に引き下げるという見直しの議論が開始をされると伺っているところございまして、今年度土幌町内で行われるイベント等の開催の基本的な考え方につきましては、今年4月の末に関係機関、団体、町で協議を行いました。北海道によるイベント開催に関しまして要請を遵守することに加えて、土幌町独自の基準といたしましてイベント会場へ入場する参加者の氏名、年齢、住所、連絡先を把握する名簿を作成すると定めたところございまして、今年屋外での本町の大人数のイベントでございます7,000人の祭り、それから収穫祭につきましては十勝管内での感染状況や入場する方、全ての参加者を把握をするということが困難であるというようなことと参加者及び従事者の安全を考慮して中止をした判断をしたところございまして、新型コロナの2類から5類への引下げはイベント再開に向けた大きな判断材料になるとは考えてございます。

先月開催いたしました町づくり懇談会におきましても、生産者からこういったイベント等農産物を提供する機会をつくってほしいというような要望もございまして。次年度につきましてもその時々々の感染状況、あるいはウイルスの変異ということもまた分かりませんので、そういったことも勘案しながら関係機関、団体、町で再開に向けた検討、来年度についてどのような判断基準を持ってやっていくかということ

協議しながら検討してまいりたいと考えております。

秋間議長  
大西議員

大西議員。

今変異がどうなるか分かりませんが、いずれにしても今国会で改正感染法が成立した以上、多分3月いっぱいでは2類から5類に変わるのだと思います。それで、問題は2類だと全部ワクチンも国費でやるわけですが、今度5類になると負担は全部個人負担になってしまうのです。今ワクチンを幾らで打てるのだというのと、大体1万円ぐらいという予測が出ていますが、今1万円を出してワクチンを打つのかというと、私もいろんな人に聞いてみると今までも無料でも何か打ちたくないのだよと。熱が出たり、いろんな副作用があるからというのをこれ1万円出して本当にワクチンを打つのかなという心配はあるのです。それにしても国も何らかのインフルエンザと同じような対応を取っていくのだと思いますが、土幌町もやはり来年の3月から大体なるのだと国の予測では思いますが、ぜひそうなったときの1万円でワクチン打ってもらうということはなかなか、中には打つ人はいるかもしれませんが、全体的にはちょっと打つ人は少ないのではないかなと思うので、インフルエンザのような助成を今のうちからよく考えてもらって、国もどうするか、まるっきり町村に丸投げで町村で勝手にやりなさいとは言わないと思いますが、国の補助金を利用しながら、町もそれに上乗せするとか何とかで5類になってコロナがまた増えないようにしてもらわないと、結構毎日の65歳以上の感染者の中で死亡者がいっぱい出ていますから、それは風邪でもインフルエンザでも亡くなる方は多いのですが、やはりコロナで亡くなる方結構いますので、土幌町内でも特養でも亡くなっている方もいますし、土幌の住民がよその施設に入って、そこでコロナで亡くなっている方も結構聞きますので、ぜひ5類に落ちてもそれを増やさないようにする対策はこれから町としてやっていっていただきたいと思います。

町長の答弁もあって、質問を終わります。

秋間議長  
高木町長

町長、答弁求めます。

現在ウイルスの2類から5類への見直しの議論というのがこれから始まると伺っておりますが、専門家からは公費負担の維持や新たな分類をつくるべきだという慎重な意見もあると伺っております。仮に5類相当となれば、ワクチンについては国費での負担はなくなるということになるわけですので、これらの国の動向を注視するとともに、見直される時期や感染の見通しなども勘案しながら、現在本町においてはインフルエンザのワクチン、高齢者については3,000円の本来の負担のところを2,000円町で助成をして、1,000円が自己負担ということでやってございます。コロナワクチンについても希望される方の負担が過多にならないように対応を検討してまいりたいと存じます。

秋間議長 以上で大西米明議員の質問を終了いたします。  
ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

秋間議長 会議を再開いたします。  
質問順位3番、清水秀雄議員。

清水議員 私は、土幌町長に伺います。

インボイス制度と本町との関わりについて。消費税のインボイス制度が規定され、2023年10月1日以降は原則事業者が消費時の納付税額を計算するときにインボイスが必要になります。全国各地で免税業者への税負担が問題視されています。全国の地方自治体では、シルバー人材センターの運営に関わる負担増も危惧されています。本町におけるインボイス制度の影響など、町長の所見を伺います。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

高木町長 清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

インボイス制度とは、正式名称を適格請求書等保存方式といい、令和元年10月から始まった消費税10%への引上げと複数税率の導入に関連して令和5年10月1日より導入が予定されています。具体的には、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税等を明記した請求書や納品書を交付、保存する国税制度で、企業や個人事業主が仕入れ税額控除を受ける場合にこの記載義務を満たした請求書の交付を受けることが必要となるものであります。適格請求書、インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は税額が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となります。インボイスを交付するためには、原則として令和5年3月31日までに税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受けることが必要となるものであります。

次に、インボイス制度の導入による当町への影響につきましては、一般会計や簡易水道、下水道事業特別会計及び病院事業会計において事業者としてのインボイス制度への対応として適格請求書発行事業者の登録が必要となり、併せて町が発行する納入通知書などの様式変更に伴う印刷やシステム改修などの対応が生じてまいります。また、取引先が適格請求書発行事業者でなければ仕入れ税額控除を受けることができなくなりますので、特別会計などでは消費税の控除額が減少し、納付額が増加する可能性があります。

一方、民間同士の取引においては、取引先がインボイス制度に登録をせず、適格請求書発行事業者にならないことを理由に取引を敬遠するなど影響が出るケースも懸念されますので、国と共にインボイス制

度の周知に努めてまいりたいと存じます。また、町内の事業者、シルバー人材センター等への影響については、町として実態をできるだけ捉えながら、今後の国の動向を注視しながら対応してまいりたいと存じます。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長  
清水議員

再質問あれば許します。清水議員。

ただいま町長からご答弁をいただきました。来年10月1日から承知税のインボイス制度は実施されます。これまで民間事業者からの取引で免税業者である中小零細企業やフリーランスが取引から排除されたり、今の契約額から消費税相当分が値引きされるといった問題が指摘されてきました。ところが、インボイス制度の導入は民間取引にとどまらず、地方自治体や公益法人との取引においても免税業者に同様の影響を及ぼす実態が見えてきました。来年度の入札参加資格審査の説明時には、インボイス制度の登録がない場合、水道局の工事等の受注ができなくなると明記した自治体もあります。これは、地方自治体の特別会計や企業会計が民間の事業者と同様に消費税を納税しなければならないからです。公共事業者だけでなく、特別会計や企業会計で購入している物品、事務用品、食材などやサービス業のポスターやチラシの印刷などあらゆる業務の取引で消費税のインボイスが必要になります。自治体が仕入れのときに支払った消費税相当分のインボイスがなければ、消費税の仕入れ税額控除ができず、自治体はその分の消費税を負担しなければならなくなります。

また、インボイス制度が始まることで自治体が売手としてインボイスを発行する必要が発生します。現在免税事業である特別会計や企業会計も消費税の課税事業として申請せざるを得ません。この結果、売上事業収入が1,000万円以下の特別会計は新たに消費税の課税業者となり、消費税を納税することになります。こういったことについて町長はどのようにお考えですか。

秋間議長  
高木町長

町長、答弁求めます。

まず、町が発注します公共事業等についてお答えをさせていただきますが、現在インボイス制度登録の有無を入札参加資格の契約や契約の条件にしているという実態はございませんし、今後このインボイス制度が導入される来年、令和5年の10月以降におきましてもそのような要件を設定する予定はございません。

なお、競争入札に関しましては、総務省が消費税の免税事業者がインボイスを発行しないことを理由に自治体が競争入札への参加を制限する対応は適当ではないという見解を示しているところでございます。

また、公共事業だけでなく、事務用品などの物品の購入あるいは印刷物の発注あるいは食料品等々の様々な業務の取引におきましても、

町としてインボイス制度の登録の有無を相手側、売手側の要件とするような取扱いをする予定はまずございませんということをお答えをさせていただきたいと思えます。

次に、各会計での対応についてでございますが、一般会計につきましては消費税の申告義務はないとされておりまして、一方インボイス導入後一般会計から課税仕入れを行う事業者については一般会計がインボイスに対応しない場合に仕入れ額控除を行うことができなくなるということでございます。これは国からインボイス制度に対応するよう要請をされているところでございます。本町の一般会計、こういったことにも鑑みまして、既にインボイスの登録申請を帯広税務署に提出をして登録を完了しているものでございまして、一般会計から収納する土地ですとか建物の貸付料、施設の使用料などの課税取引となるものに対応できるように今しているところでございます。

なお、特別会計、企業会計につきましても来年、令和5年の3月末までにこの登録申請に向けシステムの改修等の整備検討を含めて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

秋間議長  
清水議員

再質問あれば許します。清水議員。

町長からただいま答弁をいただいたところですが、消費税のインボイス制度は正式には適格請求書等保存方式といい、消費税率を8%から10%へ引き上げる際に法律に規定されました。2023年10月1日以降は、原則事業者が消費税の納税額を計算するときにインボイスが必要になります。インボイス制度の実施後は、原則仕入れにかかった経費の総額からの割戻しではなく、仕入れのときに受け取ったインボイスに書かれた消費税の合計しか仕入れ税額控除できなくなります。つまりインボイスを発行できない免税事業者からの仕入れは、仕入れ全額控除でなくなるため、買手はその分多くの消費税を納税することになります。インボイスは、従来の請求書と違い、適用税率や消費税額のほかインボイス登録番号が記入されなければなりません。事業者がインボイスを発行するには、税務署において登録事業者の申請をしてインボイス登録番号を入手する必要があります。当然免税事業者の場合は、消費税の課税業者になることが前提です。これらのことについてどのようにお考えでしょうか。

秋間議長  
高木町長

町長、答弁求めます。

インボイス制度については、議員おっしゃいますように消費税率が引上げあるいは軽減税率が設定されたわけですが、それに伴うそのときに国の税における考え方ということで改正をされたものでありますので、この趣旨にのっとって私どもとしてもやっていくしかないと考えていますが、先ほど答弁させていただきましたとおり町といたしましてはインボイスに登録している、していないにかかわらず、取引に

	<p>についてはこれまでどおり行っていくという考え方をしているところ          でございます。</p>
秋間議長 清水議員	<p>再質問あれば許します。清水議員。</p> <p>それでは、このインボイス制度の仕組みですが、民間の取引と同様          に国や地方自治体、公益財団法人にも原則適用されます。ただし、国          と地方自治体の一般会計は特例により課税標準額に対する消費税額と          仕入れ税額控除税額を同額にみなすとして消費税の納税が免除されま          す。それでいいのでしょうか。</p>
秋間議長 高木町長 秋間議長 清水議員	<p>町長、答弁願います。</p> <p>一般会計については、おっしゃるとおりでございます。</p> <p>再質問あれば許します。清水議員。</p> <p>町長から答弁いただきましたが、今これから進んでいくわけですか          ら、そういった中で町民が迷いなく、混乱することなくこの制度に従          っていくという今後の指導方針についてどのようにお考えでしょう          か、伺います。</p>
秋間議長 高木町長	<p>町長、答弁求めます。</p> <p>インボイス制度の周知については、国、いわゆる税務署等で既にい          ろんな周知をされているところでございますが、町内におきましては          士幌町商工会とも連携をしながら、この制度の周知に努めてまいりた          いと考えているところでございます。</p>
秋間議長 清水議員 秋間議長	<p>再質問あれば許します。清水議員。</p> <p>以上で終わります。ありがとうございました。</p> <p>以上で清水秀雄議員の質問を終了します。</p>
3	<p><b>日程第3、議案第5号「士幌町課設置条例の全部を改正する条例案」</b>          を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
亀野 副町長	<p>議案第5号 士幌町課設置条例の全部を改正する条例案について説          明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、平成16年4月以降グループ制をベースと          した組織体制で進めてきており、その後も時代のニーズに即した組織          改革を実施してきたところでございます。しかし、近年における役場          の役割は多様に変化し、高度化、専門化していることを踏まえますと          町の組織は一層の効率化と明確化が求められ、これまで以上に効果的          な行政運営を実施していく組織改正が必要となっております。この          ことから、第6期町づくり総合計画後期に掲げる将来像の実現に向け          て政策の立案と実行の迅速化及び現下の課題に迅速に対応するため組          織改編を行い、各所属がそれぞれ政策主体としてまちづくりに取り組          む体制を構築するために条例を改正するものでございます。</p> <p>なお、改正に当たっては、グループ制を廃止し、町民から見て分か          りやすく行政改革の視点を踏まえた組織とすることを考慮して、スタ</p>

ップ制の導入を行い、簡素で効率的な組織体制の実現を目指すものでございます。

それでは、説明資料の5ページをお開き願います。左側の改正案に沿って説明をいたします。最初に、課の設置について、第1条であります。新年度から現在の総務企画課を2課に分け、総務部門の渉外、防災機能など行政経営資源の効率的な管理運営に向け、総務企画課を総務課と改め、政策、企画立案を総括し、総合的にまちづくりを推進するための業務を総務企画課から分離し、地域戦略課を再編、新設し、持続可能な町の創造と活力の創出を図ります。また、教育を学校教育に限定せず、乳幼児期を含め生涯にわたって学習や教育を保障すべき生涯教育を目指すため、子ども課を幼児教育課に改めます。

次に、第2条は課の事務分掌でございます。総務課は、(8)のデジタル推進に関する事項を追加し、次のページにまたがりませんが、(9)、(10)は号ずれによる変更でございます。

次に、6ページに移りまして地域戦略課では、(1)の町政の企画調査に関する事項から(6)の統計調査に関する事項を総務企画から移し、新たに(7)のふるさと納税に関する事項及び環境施策に関する事項を追加をしてございます。

次に、町民課におきましては、現行の(3)の消費生活に関する事項を項目から除き、内容等につきまして規則で新たに整備をいたします。そのため、(3)から(7)まで号ずれの変更に伴いそれぞれ番号を改め、次のページ、7ページになりますが、(8)の国民健康保険に関する事項、(9)の後期高齢者医療に関する事項について行政サービス等のワンストップ化を目指すため、保健福祉課から国民健康保険、福祉、医療に関する事務業務を町民課に移し、窓口業務の一元化を図ります。

なお、現行の介護保険料の賦課徴収に関する事項につきましては、高齢化が進行する中、地域包括ケアシステムとの一元化を図るため、保健福祉課へ移管をいたします。

次の8ページを御覧願います。保健福祉課では、町民課への業務移管に伴い関係事項を削除し、それに伴い番号の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案の9ページに戻っていただきまして、附則でございしますが、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第5号の説明といたします。

秋間議長  
大西議員

これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。

グループ制を解除したのですが、このグループ制は相当長い時間やりましたので、一般町民がこのように変わったのを周知させるためにはある程度時間を置かないとなかなか町民に周知できないのだと思うのです。言ってみれば行政懇談会ですとか広報で出すとかというこ

とになると思いますが、課ごとにどこかに書いて貼っておいたほうが町民が役場に来たときに分かりやすいと思うので、そういうのもやらないと広報や何かで出してもなかなか読まないの、分かりづらいのだと思うのです。昔のままのこれ20年ぐらい続いていますから、みんなグループ制を慣れてしまっているから変えてしまうと困るので、その辺をきちっと分かるようにしていただきたいと思います。

秋間議長 副町長、答弁願います。

亀野 今の議員のおっしゃるご提案も含めまして、議決いただいた後に、4月以降になりますが、約3か月町民に周知をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

秋間議長 1番、加藤議員。

加藤議員 今までグループ制でやった中で幾つかちょっと課題もあったので、議員からももうグループ制は終わりではないかという話も随分前からされていた方もいたのですが、実はその一番の理由は担当の方がいないときに話が見えないケースが随分あったのです。それは、グループ制の目的だったのかどうなのか、それが町民サイドのためなのか、職員の作業効率が重視なのかというところで非常に私も疑問を感じました。今回各課の再編をされてチーム制にするとあって、それぞれの部分、凝縮されて分かれているのは明確化されている以上、ある程度担当職員がいなくてもそのチーム内でのいわゆる共通認識ですとか対応する力を持ってもらわないと、また再編したところで結果的にグループ制と同じではないかと受け取り方をされては何の意味もないので、やっと思直しするのであればそれぐらいのところの対応も各課内で共通認識を持っていただきたいと私は思うのですが、町長、いかがでしょうか。

秋間議長 町長。

高木町長 今回の機構改革の中で、グループ制を廃止してスタッフ制を導入するということが今しております。条例改正案の中には、そのことについて明記しているわけではないのですが、今まで課の中に2つなりのグループがあって、その下に担当主査が複数人いたと。今回これを従来の係制に一応するのですが、その下のいわゆるスタッフについては従来であれば何々係というところに例えば係長がいて、その下に2人ぐらい係員がいるという体制だったのですが、そこをその係に限定せずにスタッフとして配置をさせていただくというものでありまして、そのスタッフがそれぞれの業務を担当するかというのは課の中の管理職あるいは係長職で相談をいただいて担当を決めていただくと。必ずしもその係に専属で例えば2人がその業務を行うということではなくて、複数のスタッフがその業務には関わっていくという体制を取りたいと思っておりますし、1年の間の業務の中には忙しい時期も存在するでしょうから、そのときにその応援体制を含めて課の中でいろん

な柔軟に対応していくということもやっていきたいと思っております。今加藤議員から言われた担当している者がいなかったらということにつきましても、従来より複数の担当でその業務をやっていくことによって、そこをもう少しカバーしていきたいということも含めて今回スタッフ制ということをご提案させていただきましたので、そういったことも含めて職員としてもそのところには十分留意をしながら業務を行っていきたくて考えております。

秋間議長  
加藤議員

加藤議員。  
私さっきチーム制と言ってしまいましたが、スタッフ制ということで訂正させていただきますが、非常に期待しております。ただ、新しい制度というのはやっぱり当然その都度課題というのが出てくると思います。年次ごとにその洗い出しをしながら、さらに町民の方が使いやすい役場であってほしいと私は思いますので、今後とも前向きに組織のこの動き方、人の配置の仕方も検討しながら業務を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

秋間議長

そのほかありますか。

(な し)

秋間議長

それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4・5  
6

日程第4、議案第6号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第5、議案第7号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」、日程第6、議案第8号「職員の高齢者部分休業に関する条例案」、以上3件を関連議案として一括議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀 野  
副 町 長

議案第6号、職員の定年等に関する条例の一部改正、議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び議案第8号、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議長のお許しがありましたので、一括で説明をさせていただきます。

このたび地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正及び規定の整備を行うため提案をしますのでございます。

それでは、説明資料に沿ってご説明をいたしますので、説明資料の

9ページをお開き願います。本ページから10ページまでは概要、要旨については11ページから12ページに、13ページから21ページまでは新旧対照表を添付しておりますが、本ページの概要にてご説明をさせていただきます。

まず、1の制定の趣旨といたしましては、地方公務員法等の一部改正に伴いまして、国家公務員に準じまして職員の定年年齢を引き上げるなど関係条例の規定の整備をするものでございます。

次に、2の定年年齢引上げの趣旨でございます。少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いている中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくため、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳以前と同様に本格的に活用することが不可欠となっております。このような状況を踏まえ、定年年齢の引上げにより能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代の職員に知識、技術、経験などを継承をしようとするものでございます。

次に、3では定年引上げに伴う段階的措置イメージを表にまとめたものでございます。

次に、右側に移りまして、4ではこの条例で整備する主な内容でございます。(1)の定年年齢の引上げについてでございます。令和5年4月から職員の定年を1歳ずつ段階的に引き上げ、最終的には65歳とするものでございます。先ほどの3の表で定年引上げに伴う段階的措置のイメージをお示ししておりますが、表の一番左の列、昭和37年度生まれの職員は現行の制度において令和4年度に60歳で定年となります。定年引上げが導入される令和5年度には、定年が61歳となり、昭和38年度生まれの職員は令和6年度に定年を迎えることとなります。それ以降は、1歳ずつ段階的に定年が引き上げられまして、定年が65歳となる昭和42年度生まれの職員は令和14年度に定年を迎え、これ以降は定年が65歳となります。このため、結果的に定年退職者が2年に1度しか生じないこととなるものでございます。

次に、(2)の管理監督職勤務上限年齢制の導入についてでございます。組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するため、課長補佐級以上の管理職については原則として60歳に達した日以降の最初の4月1日を特定日とさせていただきます。この特定日以降に管理職以降の職に降任をいたします。ただし、例外として職務遂行の特別の事情がある場合や職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合には、特定日以降ももともと就いていた管理職に引き続き留任させることが可能であり、引き続き留任できる期間は最長3年となっております。また、職務の内容が相互に類似する複数の管理職で職員の年齢構成のほかこれらの欠員を容易に補充することができない特別な事情があるものを特定の管理監督職グループといたしまして

これに該当する場合にはもともと就いていた管理職に引き続き留任させるか、同一のグループに属するほかの管理職に降任または転任をすることが可能となってございます。

次に、10ページに移りまして、(3)の定年前再任用短時間勤務制の導入についてでございます。定年年齢の引上げによりまして65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中で、60歳以上の職員の健康上や人生設計上の理由などによる多様な働き方を可能とするニーズに対応するため、60歳に達した日以後引き上げられた定年前に退職した職員につきましては、本人の意向を踏まえ定年前再任用短時間勤務職員として短時間勤務の職に採用するものでございます。その任期は、引上げ後の定年年齢の年度末までとなっております。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、給与の仕組みなどは現行の再任用短時間勤務職員と同様でございます。

また、先ほどご説明をいたしました9ページの定年引上げに伴う段階的措置のイメージにも示させていただいておりまして、現行の再任用職員制度については廃止となりますが、令和13年度末の定年年齢の段階的な引上げ完了時までは暫定再任用職員制度に移行して残ることとなります。

次に、(4)の特定日以後の給料等の取扱いについてでございます。まず、アでは60歳に達した日以後の最初の4月1日、先ほど申し上げました特定日以後の給料の月額は当分の間は原則として特定日前に受けた給料月額の7割水準とするものでございます。

また、イの退職手当につきましては、引き上げられた定年前に退職することを選択した職員が不利益にならないよう、当分の間特定日以後で引き上げられた定年退職日前に退職した場合であっても定年退職した場合に適用される支給率により算定するものでございます。

次に、(5)の情報提供、意思確認制度の新設についてでございます。任命権者は、当分の間職員が59歳になる年度に60歳到達日以後の任用、給料、退職手当などに関する情報を提供をするものとし、職員の60歳到達日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めるものでございます。

次の5では、本会議に上程しております関連条例の主な改正内容でございます。このたびの整備条例につきましては、本条例を含め議案第7号の改正条例10条で構成をされております。第1条から第9条までにおいて引用条文及び文言について現行条例を改正をし、改正条例第10条において土幌町職員の任用に関する条例を廃止をいたします。

また、議案第8号、職員の高齢者部分休業に関する条例についても地方公務員法に規定する高齢者部分休業の制度を導入するため条例を制定するもので、高齢者部分休業は高年齢として条例で定める年齢に達した職員が定年退職日までの間勤務時間の一部について勤務しない

ことができる制度でございます。なお、当該休業した時間については給料を減額をいたします。

なお、主な改正内容につきましては、説明資料におきまして関係条例の改正内容について議案第6号は11ページから21ページに、議案第7号は22ページから42ページに、議案第8号では条例制定として43ページにそれぞれ要旨及び新旧対照表でお示しをしております。恐れ入りますが、説明は省略をさせていただきます。

最後に、施行期日でございます。令和5年4月1日から施行することとしておりますが、一部公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第6号から議案第8号までの説明を終わります。

秋間議長 大西議員 これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。

議案第6号の説明資料の中に第7条で管理職の上限年齢を60歳と定めるという文言があって、今副長も説明はしていましたが、再任用ではないのですから、定年が65歳まで、2年に1年ずつ増やしていったら10年で65歳まで延ばすということですから、管理職を何で60歳で切らなければならないのか、その意味が分からないのです。

秋間議長 副町長。

亀野副町長 先ほどの説明の中でも基本は60歳ということで、管理職、補佐級の降任をするというお話をさせていただきまして、組織内の新陳代謝だとかその他の管理職以外の職員の活性化もありますので、その点は今までどおり皆さんが60歳になった時点が一般的な退職と押さえられているところでございますので、それが一つの区切りといたしまして、管理職として必要な部分については先ほど言った3年間そのまま管理職として留任が可能となっておりますので、今の制度の中でそれを対応していきたいなと考えてございます。

以上でございます。

秋間議長 3番、大西議員。

大西議員 どうも今の説明でよく理解できない。新陳代謝を早めてどうのこうのと言ったが、65歳定年制は少子高齢化でどうのこうのと初め説明していたが、それと60歳で定年、管理職辞めさすというのは何か整合性がないような気がするし、そうしたら60歳を超えると管理職には登用しないということですね。

秋間議長 副町長。

亀野副町長 基本は、その段階で補佐級以上は降任をするということが基本で考えてございます。

(「しないということ」と言う者あり)

亀野副町長 そうです。今のイメージとしては、仮に降任した場合は専門員職になるのか、それか係長職の立場になってそのまま引き続き勤めていただきたいと考えてございます。

秋間議長 大西議員。

大西議員 65歳の定年制も言ってみれば国が年金制度を70に上げようとする布石だと思うのですが、それにしても管理職が60歳でも別に2年たつと61歳まで定年増えておりますよね、1つずつ。だから、60歳から65歳までの間のベテランの職員は管理職に一人もいないという、特例もあるかもしれません。一人もいないということになりかねませんか。ですから、そういうこれから人生100年時代、やはり60歳で能力のある職員の皆さんの知恵をもう少し65歳まで発揮させても何も問題ないのだと思うのです。それをなぜ65歳で管理職、今の再任用と何ら変わりもない。ただ、定年は65ですと言っているのと変わらないのだと思うのです。ですから、副長が一生懸命説明するが、我々にしてみれば何を言っているのだということしか聞こえてこないのです。65歳にする意味と60歳を超えて管理職を辞めさすというのが整合性もないし、何のことはない、70歳の年金制度にするための65歳だったら、何もそこまで65歳まで管理職が上がっていてもいいのだと思うし、だから5年間の人たちがずっと1つずつ上がっていても10年の間65歳以上の人は管理職には一人もいないということになってしまわないですか。そうしたら、ベテランの人たちがもしその課に残ったとしても、下の人が上がって行って、元課長を後から上がった人が使うというのはこれ非常に使いにくいです。その辺も考慮しないと、何でも65歳の国が言う制度をそのまま移行するとなかなか円満に役所の中がいかないのだと思うのです。まさか課長が平に戻って、課長の言うことを5年間聞かなければならないのです。そんなこと可能なのですか、これ役場の中で。結構今までの再任用で課長を辞めて平に入ってしまった、うまくいかないからと辞めている人何人もいます。そういうことは何の考慮もなしに、ただ国から来た制度だからと60歳が来たら管理職の人は辞めさすのだという話。何かちょっと我々は理解できないです。

秋間議長 副町長。

亀野 今の大西議員のご指摘の内容については、私も危惧をしているところではございます、正直なところ。今回の10年間という移行期間の中で、当分の間ということで給料面、退職の状況についてもその中で今後検証していかなければならないのかなという国の動きでございます。その中で一番ご指摘の中で60歳で退職して係長職、専門職になったとしても、上司がその中にいればなかなか組織の中はうまく回らないことであろうとは想定はされますので、その辺は課の中でそれぞれ環境を整え、降任になった職員についてもその辺を理解しながら、やっぱり新しいチームづくりをしていきたいなどは考えてございます。

以上でございます。

秋間議長 1番、加藤議員。

加藤議員 国の制度なので、しょうがない部分は私も認めますが、1つ気になるのがうちの議会では退職される課長、定年を迎えられた方が議場で

	<p>必ずご挨拶をいただいています。30年、40年この役場に勤めた方がやはり最後にいろんな思いを語られるのは私も非常に聞いていて胸に響きますし、私自身も議員として頑張らなければなど、そういう場面があったのですが、この制度でいくと定年を迎えるときには課長ではないですよ。となると、議場でいわゆる理事者側としての発言する場、そういう挨拶する場面に出てこれなくなるのです。そのこのところの考え方をちょっともしあれば聞かせていただきたいし、その場面を迎えるまでに何か答えを出していただきたいと私は思うのですが。</p>
秋間議長	副町長。
亀野副町長	今のご指摘の内容につきましては、全くそのとおりだとは思いますが、正直言って今これから対象該当する職員につきましては令和7年度ぐらいから出て、直近からはないのですが、たまたま時間が取れますので、そういうことも含めて、先ほど言った体制も含めてどういうふうにしていくかは検討させていただきたいと考えてございます。
秋間議長	そのほかありますか。
	(なし)
秋間議長	それでは、ないようですので、質疑を終わり、これから討論を行います。
	(なし)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
7・8 9・10	<p>日程第7、議案第9号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第8、議案第10号「土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第9、議案第11号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第10、議案第12号「土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例</p>

亀野  
副町長

案」、以上4件を関連議案として一括議題といたします。

朗読を省略し、提案の理由を求めます。副町長。

議案第9号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、議案第10号、土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第11号、土幌町長等の給与等に関する条例の一部改正及び議案第12号、土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、議長のお許しがありましたので、一括して説明をさせていただきます。

これらにつきましては、国家公務員の給与に関する法律の改正、人事院勧告に準じて手当及び給料等について改正をしようとするものでありまして、本年度の人事院勧告では民間との給与差0.2%の給与月額を若年層について引上げを行い、ボーナスについては毎年年間4.3か月から4.4か月、0.1か月分引き上げる勧告を受け、本町においても勧告に準じて改定をするものでございます。

最初に、議案第9号の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、説明資料の44ページをお開き願います。

第15条は、当年度の勤勉手当の改正でございます。第2項第1号中の「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を追加し、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中の「勤勉手当基礎額に」の次に「6月に支給する場合には」を追加し、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加え、12月の勤勉手当をそれぞれ引き上げるため、これを改正条例の第1条で行います。

次の別表第1の給料表の改定でございます。別表第1は、給料表の改定で、本ページから50ページまで記載をしておりますが、勧告に準じ民間との格差0.23%を引き上げるため、特に初任給での格差が大きいため、初任給を3,000円から4,000円アップするなどして、それ以外は最低200円までの引上げを行い、平均引上げ率は0.25%とするものでございます。

続きまして、51ページを御覧願います。こちらは、令和5年度から適用するための勤勉手当の改正でございます。第15条第2項第1号中の6月に支給する100分の95と12月に支給する100分の105をそれぞれ100分の100に改め、同項第2項中の再任用職員について6月に支給する100分の45と12月に支給する100分の50をそれぞれ100分の47.5に改めるため、これを改正条例の第2条で行います。

次に、52ページを御覧願います。こちらは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、説明資料のとおり人事院勧告に準拠し、給料月額を改正するもので、こちらは改正条例の第3条で行います。

なお、任期付職員の勤勉手当はありませんので、この部分は改定となりませんことを申し添えさせていただきます。

それでは、恐れ入ります。議案に戻っていただき、37ページを御覧願います。附則の第1条、施行期日等につきましては、公布の日から施行するものでございますが、改正条例の第2条の規定は令和5年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の職員の給料に関する条例及び改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用といたします。

次に、第2条では、今回の改正前の支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとする規定で、既に支払った給料及び勤勉手当は内払いとの扱いとし、増額となった部分の差額を後日支払うものとするものでございます。

続きまして、恐れ入ります。また説明資料の53ページを御覧願います。こちらは、議案第10号は土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、給料の額は別表第1のとおり、人事院勧告に準拠し、給料月額を改正するものでございます。

なお、会計年度任用職員の勤勉手当については、職員の給与条例を引用しておりますことを申し添えさせていただきます。

附則につきましては、第9号と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第11号、土幌町長等の給料等に関する条例の一部改正につきましては、職員の勤勉手当の引上げ分と同率を期末手当として引き上げるものでございます。

説明資料は55ページでございます。議案の附則につきましては議案第9号と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第12号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、期末手当を0.1か月分アップするものがあります。

新旧対照表は、説明資料の56ページに載せてございます。

施行期日及び報酬の内払いに関わる規則につきましては、今までの説明と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以上、議案第9号から第12号まで、今年の人事院勧告による給料の改正についての説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで1時15分まで昼食休憩といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時15分 再開

秋間議長 それでは、休憩を解き会議を再開します。

11

日程第11、議案第13号「[愛のまち建設基金条例の一部を改正する条例案](#)」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長 議案第13号 愛のまち建設基金条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、地域再生法の規定に基づき、愛のまち建設基金に企業版ふるさと納税寄附金の積立て及び処分について位置づけることにより、基金への積立てを可能とし、事業推進の効率的な運営、運用を期すため、条例を改正するものでございます。

説明資料の57ページをお開き願います。こちらは新旧対照表でございしますが、第2条中の第2号を第3号に改め、第1号の次に第2号、企業版ふるさと納税寄附金を加え、次の第5条第1項中の第2号を第3号と改め、第1号の次に第2号、法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をさらに加え、第5条第2項中の第1号の次に「及び第2号」を追加するものであります。

恐れ入りますが、議案の42ページに戻っていただきまして、附則でございしますが、公布の日から施行するものであります。

		<p>以上で議案第13号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います</p> <p>(な し)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 2		<p><b>日程第12、議案第14号「土幌町看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	亀野副町長	<p>議案第14号 土幌町看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>提案理由といたしましては、町内介護事業所の介護人材確保及び担い手不足の解消を図るため、一定期間従事した場合に返還債務の返還免除期間について区分を明確にし、町職員以外で町内の介護事業所に従事する介護職員について返還免除期間の基準の運用化を行うため、所要の規定の整備をするものでございます。</p> <p>それでは、説明資料の58ページを御覧願います。新旧対照表を載せてございますが、第6条第1号中の「引き続き修学資金の貸付期間の1.5倍の期間」を「引き続き別表に定める期間」に改め、次の第7条第2項中の「第6条」を「前条」に、「修学資金の貸付期間の1.5倍の期間」を「別表に定める期間」に改めようとするものでございます。</p> <p>それでは、次のページ、59ページを御覧願います。附則の次に改正案の別表を加え、一定期間従事した場合に返還債務の返還免除期間について町看護職員の場合は貸付けを受けた修学資金を10万円で割り返した値の1.5倍の月数とし、町介護職員の場合は2倍、町職員を除く町内介護事業所の介護職員については貸付けを受けた修学資金を10万円で割り返した値を月数とし、区分ごとに基準を定めるものでございます。</p> <p>恐れ入ります。議案の43ページに戻っていただきまして、附則の施行期日ですが、令和5年4月1日からとするものでございます。</p> <p>なお、第2項では施行日前の修学資金の貸付けについて、なお従前の例によるものとするものでございます。</p> <p>以上、議案第14号の説明といたします。</p>
	秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います</p>

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 3		<b>日程第13、議案第15号「令和4年度土幌町一般会計補正予算」</b> を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。
	西野総務 企画課長	総務企画課長、西野よりご説明申し上げます。 議案第15号 令和4年度土幌町一般会計補正予算[第7号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,778万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億2,183万4,000円に改めようとするものです。 地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものといたします。 それでは、歳出からご説明いたしますので、12ページをお開き願います。なお、本補正予算の歳出で1節報酬から4節共済費までの職員人件費の補正につきましては、一部年度途中の人事異動によるものが含まれておりますが、本年の人事院勧告に準じた給与改定に伴うものが主でございます。また、10節需用費のうち燃料費、電気料、ガス代の補正につきましては、原油価格等の高騰による灯油などの各種燃料価格、電気料金等の値上げに伴い、各施設の燃料費や電気料、ガス代の不足分を追加するもので、費目別の総額につきましてはまず燃料費が総額820万9,000円、次に電気料が1,040万7,000円、ガス代が8万6,000円の追加となっており、人件費を含め各科目でのこれら燃料費、電気料等の説明は省略させていただきますので、ご了承願います。 12ページ中段の2款1項1目一般管理費では、庁舎地下電気室内の非常用照明用蓄電池の取替え修繕に係る費用として10節需用費の修繕料に339万9,000円を追加するほか、庁舎の電話交換機をクラウド化する、いわゆるクラウド型PBX導入に係る環境構築費用として12節委託料にクラウドPBX環境構築委託料1,943万2,000円を追加するものでございます。 次に、下段の6目企画費では、7節報償費のほか、13ページに移りまして、11節役務費、12節委託料はふるさと納税に係る費用の追加につきまして本年度の寄附額の実績等を踏まえ所要の経費合わせて3,160万円を追加し、特定財源として指定寄附金を3,000万円充当するものでございます。 次に、14目愛のまち建設基金費では、指定寄附金を基金に積み立てるものですが、一般寄附並びにふるさと納税の寄附実績等を勘案し、24節積立金に3,673万6,000円を追加し、特定財源として指定寄附金を

同額充当するものでございます。

次に、2項2目賦課徴収費では、負担金の額確定に伴い、18節負担金補助及び交付金に十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金58万6,000円を追加するものでございます。

次に、14ページを飛ばしまして、15ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費の特定財源につきましては、地方創生臨時交付金を充当する事業間の調整による財源充当でございます。

次に、中段の3目障がい者福祉費では、次年度の計画策定に向けたアンケート調査の実施に係る費用として12節委託料に障がい福祉計画策定委託料206万8,000円を追加するほか、負担割合の増加に伴い、18節負担金補助及び交付金に北十勝障害支援区分認定審査会負担金2万円と新規利用者増加に伴い、地域活動支援センター負担金91万2,000円を追加するものでございます。

次に、5目老人福祉施設費では、介護サービス事業特別会計の人件費や電気料の補正に伴い、27節繰出金の介護サービス事業繰出金123万5,000円を追加するほか、厨房の調理機器更新に伴い、施設整備費繰出金104万円を追加するものでございます。

次に、6目後期高齢者医療費では、後期高齢者医療事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の後期高齢者医療職員給与費繰出金10万9,000円を追加するものでございます。

次に、7目国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の国民健康保険職員給与費繰出金23万5,000円を追加するほか、十勝市町村税滞納整理機構の負担金減額に伴い、国民健康保険事務費繰出金48万6,000円を減額するものでございます。

次に、16ページをお開き願います。9目介護保険費では、次年度の計画策定に向けたアンケート調査の実施に係る費用として12節委託料に介護保険事業計画委託料262万9,000円を追加するほか、介護保険事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の介護保険事業職員給与費等繰出金34万7,000円、地域支援事業繰出金22万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、下段の2項2目認定こども園費では、原材料費の高騰に伴い、12節委託料に認定こども園給食賄い委託料22万円を追加し、特定財源として補助対象経費の精査に伴う子育て支援対策事業費補助金を37万円減額する財源補正のほか、雑入金を5万1,000円充当するものでございます。

次に、17ページを飛ばしまして18ページをお開き願います。4款1項4目病院費では、18節負担金補助及び交付金に不採算地区病院の運営に要する負担金5,000万円を追加するとともに、20節貸付金に病院事業会計運営資金一時貸付金2億円を追加するほか、監視カメラ取付

工事に要する費用への繰り出し分として23節投資及び出資金に病院事業会計医療機器整備事業出資金90万円を追加するもので、特定財源として国保病院貸付金償還金を2億円充当するものでございます。

次に、5目上水道費では、水道基本料金減免に関わるシステム改修費並びに自家水等利用者への支援に必要な費用として12節委託料に料金システム減免設定委託料47万1,000円、18節負担金補助及び交付金に自家水等利用者支援金2万9,000円を追加するほか、27節繰出金に減免等に係る簡水会計への繰出金953万円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金を500万円充当するものでございます。

次に、19ページに移りまして、中段の6款1項3目農業振興費では、原材料高騰による影響を受けた農業者への支援として18節負担金補助及び交付金に原材料高騰対策農業者支援金1,800万円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金を669万3,000円充当するものでございます。

次に、下段の7目土地改良事業費では、本年度事業実施に係る一般単独事業債、辺地対策事業債の財源補正でございます。

次に、20ページをお開き願います。2項1目林業振興費では、23節投資及び出資金に十勝大雪森林組合出資金230万7,000円を追加し、特定財源として令和3年度の事業配当金を同額充当するものでございます。

次に、7款1項2目観光振興費では、しほろ温泉プラザ緑風の浴室システム空調機の更新並びに1号泉ポンプの交換に係る費用として14節工事請負費に道の駅しほろ温泉施設設備改修工事1,300万円を追加するものでございます。

次に、21ページに移りまして、中段の8款2項2目道路橋梁維持費では、道路維持作業車両の修繕費用として10節需用費の修繕料に219万4,000円を追加し、特定財源に自動車損害共済金分として雑入金を175万円充当するものでございます。

次に、3目道路橋梁新設改良費では、本年度事業実施に係る辺地対策事業債の財源補正でございます。

次に、22ページをお開き願います。上段の5項3目住宅団地造成管理費では、申請件数の増に伴い、18節負担金補助及び交付金にマイホーム建設支援事業補助金245万円を追加するものでございます。

次に、9款1項2目非常備消防費では、バスの修繕費用として10節需用費の修繕料に35万6,000円を追加するものでございます。

次に、23ページに移りまして、中段の10款2項2目教育振興費では、学校保健特別対策事業費補助金の財源補正でございます。

次に、下段の3項2目教育振興費につきましても同じく学校保健特別対策事業費補助金の財源補正でございます。

次に、24ページをお開き願います。中段の4項1目学校管理費では、

士幌高校におけるコロナ感染症対策に係る費用として10節需用費の消耗品費に93万7,000円、17節備品購入費に施設備品購入費107万8,000円を追加し、特定財源として学校保健特別対策事業費補助金を104万円充当するものでございます。

以下、27ページまでは各科目の person 費、燃料費、電気料の補正となっております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、10ページ及び11ページを御覧願います。特定財源につきましては歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみご説明いたします。

10ページの一番上、10款1項1目地方交付税の普通交付税に3,828万5,000円を追加するとともに、11ページ上段の19款1項1目繰越金の前年度繰越金に8,513万4,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

なお、28ページから30ページにかけましては特別職、一般職の給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、7ページを御覧願います。第2表、地方債補正は、土地改良事業や橋梁長寿命化事業に係ります辺地対策事業債、一般単独事業債につきましてそれぞれ補正後の欄に記載のとおり限度額を変更するものでございます。

最終ページの31ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き主要な施策について私総務企画課長のほか、建設課長、産業振興課長から説明資料によりそれぞれ補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明資料の63ページをお開き願います。説明資料63ページ、クラウドPBX環境構築でございますが、本年7月に落雷を原因として役場庁舎設置の電話交換機に故障、不具合が生じ、役場庁舎、コミセン、総合研修センターへの電話が繋がらないという事象が発生し、部品交換等により現在通常に利用できているところではあります。現在の電話交換機が導入から15年が経過し、今後また同様のトラブルが発生した際はその復旧は見込めない状況となっております。今回電話交換機のこうした課題の解決に向け、通信設備の交換ではなくクラウド化を採用し、経費の節減と業務の効率化を図ってまいりたいと考えているところでございます。資料の概要にありますとおり、これまで庁舎内において管理しておりました電話交換機、通称PBXの機能をインターネット上で利用できるサービスに移行するというもので、機器更新に係る将来的なコスト節減、保守業務の効率化、電話料の削減等を図るものでございます。今回補正予算には、電話回線等

秋間議長 田 中 建設課長	<p>の構築、環境構築や庁内LAN配線の整備に要する費用としてクラウドPBX環境構築委託料1,943万2,000円を計上させていただいたところでございます。本補正予算を議決いただいた後、速やかに環境構築に向けた作業を進め、導入コストの節減と業務の効率化はもとより、機動的な運用を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>以上、総務企画課分の説明とさせていただきます。</p> <p>引き続き建設課長、産業振興課長からご説明申し上げます。</p> <p>建設課長。</p> <p>4款1項5目上水道費につきまして、建設課長、田中から説明いたします。</p>
秋間議長 藤内産業 振興課長	<p>説明資料の64ページをお開き願います。水道使用料の基本料金3か月分減免でございますが、物価高騰対策としまして土幌町内で水道を使用している全ての町民、事業者を対象に水道使用料の基本料金を減免して負担の軽減を図ろうとするものです。令和5年1月から3月請求分までの3か月分の水道使用料の基本料金の減免で、減免した金額を簡易水道事業特別会計に繰り出すものでございます。また、自家水として井戸を使われている方や町外から給水されている方につきましては、減免相当額を申請いただくことで支援しようとするものです。減免額分の繰出金として953万円、システム改修費として47万1,000円、自家水利用者等支援金として2万9,000円を計上させていただいたところでは、減免相当額を申請いただくことで支援しようとするものです。</p> <p>以上、建設課分の説明とさせていただきます。</p> <p>産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、藤内よりご説明します。</p> <p>説明資料の65ページをお開きください。原材料高騰対策農業者支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料価格の高騰により経営に打撃を受けている農業者を支援するため、説明資料下段に記載の国、北海道が実施する各支援対策に対する上乗せ部分として支援金を給付します。概要については、給付対象者については（1）、国、北海道が実施する各支援策の給付対象者、要件2として町内で農業を営む農業者、要件3として本支援金の申請日までに農業を営み、受給後も引き続き農業を継続する意思がある農業者となっております。給付額は1戸5万円、本支援金は対象農業者として約360戸を見込み、補正予算に1,800万円を計上しております。</p>
秋間議長 森本議員	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。10番、森本議員。</p> <p>12ページ、総務費、一般管理費の中の委託料について質問します。</p>
秋間議長	<p>クラウドPBX環境構築委託料についてですが、予算が成立した後、どのようなスケジュールで導入を目指していくのかお聞きします。</p> <p>総務企画課長。</p>

西野総務 企画課長	<p>総務企画課長、西野からお答えさせていただきます。</p> <p>今後のスケジュールでございますが、今回の補正予算議決後速やかに着手に取りかかりまして、3月までには環境構築を整えまして、4月から新しいクラウド型のPBXへの運用を始めたいと担当課としては考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
秋間議長 森本議員	<p>10番、森本議員。</p> <p>4月からの実施を目指すということではありますが、約3か月、間があるわけですが、現行の交換機、7月に落雷が原因だったのですが、15年使用していることでの経年劣化等での単純な故障で全ての機能がダウンするという可能性は少なからずゼロではないと考えるのですが、それらについての対応、夏ときには携帯電話等を使ったりしていたわけですが、最悪の状態について頭に入れた中で3か月間過ごさなければいけないと思うのですが、どのように考えていますか。</p>
秋間議長 西野総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、西野からお答えさせていただきます。</p> <p>ご指摘のとおり、3月までに構築、4月から運用ということでも数か月間ございますが、本年7月の落雷のような災害も含めまして、どんなトラブルでまた現在の電話交換機がダウンするかは予想がつかないというのが正直なところではございますが、7月の落雷以降電話が使えなくなった後に携帯電話も導入したところでございますが、そういったものも含めましてできるだけ町民サービスに影響が生じないような形で善処してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
秋間議長 森本議員	<p>10番、森本議員。</p> <p>今答弁にもありましたとおり、何かトラブルがあったときに町民へのサービスが低下、停滞することが一番避けなければいけないことだと考えます。7月のときにも代替の番号等の通知、周知について非常に難しい状況にあったと思いますので、それらも想定の中で対策として考えながら、早急なサービス向上に向けた導入をしていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
秋間議長	<p>そのほかありますか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>それでは、ないようですので、これで質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

		(異議なし)
1 4	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第14、議案第16号「令和4年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	藤村保健福祉課長	保健福祉課長、藤村から議案第16号 令和4年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。
		第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,130万1,000円に改めようとするものであります。
		歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費まで合わせて23万5,000円の追加は、人事院勧告に準じた人件費の増額に伴うもので、特定財源として職員給与費繰入金と同額充当するものです。
		2目連合会負担金、18節、北海道国保連合会負担金16万5,000円は、国保事業状況報告システムクラウドに係る改修負担金の増額によるもので、特定財源として道の特別調整交付金を同額充当するものです。
		1款2項1目賦課徴収費、18節、十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金48万6,000円の減額は、実績によるもので、特定財源として事務費繰入金を同額減額するものであります。
		7款1項2目償還金、22節40万7,000円の追加は、前年度の療養給付費等の実績が確定したことによる返還のため、特定財源として前年度繰越金を同額見込んだところでございます。
		歳入につきましては、特定財源で説明させていただきましたので、省略いたします。
		7ページ、8ページに給与費明細書を添付してありますので、ご参照ください。
		以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(なし)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(なし)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 5		日程第15、議案第17号「令和4年度士幌町後期高齢者医療事業特別

	<p>会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
藤村保健福祉課長	<p>保健福祉課長、藤村から議案第17号 令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,169万2,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費まで合わせて10万9,000円の追加は、人事院勧告に準じた人件費の増額に伴うもので、特定財源として職員給与費繰入金と同額充当するものです。</p> <p>2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節256万7,000円の増額は、保険料等負担金の実績による増額で、特定財源として現年度分特別徴収保険料等を同額充当するものでございます。</p> <p>歳入については、特定財源で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。</p> <p>6ページ、7ページに給与費明細書を添付してありますので、ご参照ください。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
16	<p>日程第16、議案第18号「令和4年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
藤村保健福祉課長	<p>保健福祉課長、藤村から議案第18号 令和4年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,893万3,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費まで合わせて34万7,000円の追加は、人事院勧告に準じた人件費の増額に伴うもので、特定</p>

財源として職員給与費等繰入金を同額充当するものでございます。

2款1項9目居宅介護サービス計画給付費200万円の増額、7ページに移りまして2款2項1目介護予防サービス給付費は200万円の減額で、理由はそれぞれ実績の見込みによるもので、特定財源の内訳として制度のルールに基づき、記載のとおりそれぞれ同額増減するものでございます。

3款4項1目総合相談事業費、3節職員手当等と4節共済費合わせて22万7,000円の追加は、人事院勧告に準じた人件費の増額に伴うもので、特定財源として地域支援事業繰入金を同額充当するものです。

続きまして、5款1項1目22節、第1号被保険者保険料還付金15万円の追加は、実績見込みによるもので、特定財源の内訳は前年度繰越金を同額充当するものです。

歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。

8ページ、9ページに給与費明細書を添付してありますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。  
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。  
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

17 日程第17、議案第19号「令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

齋藤特養施設長 特別養護老人ホーム施設長、齋藤より議案第19号 令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,874万4,000円に改めようとするものであります。

初めに歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費の2節給料から4節共済費は、人事院勧告に基づく人件費の補正によるもので、合わせて552万7,000

円を追加するものであります。10節需用費では、電気料184万2,000円を追加します。17節備品購入費では、平成14年度の施設新築移転時から給食で使用しております多目的調理器具のティルティングパンが故障したため更新を図り、104万円を追加するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。3款1項1目一般会計繰入金に227万5,000円を追加し、4款1項1目繰越金に613万4,000円を追加して歳入歳出の均衡を図るものであります。

なお、6ページ以降には給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。  
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。  
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第19号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 8 日程第18、議案第20号「令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課施設担当課長。  
建設課施設担当課長、上山から令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。

建設課施設担当課長 第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ420万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ3億635万2,000円に改めようとするものでございます。

最初に歳出予算からご説明いたしますので、5ページを御覧願います。1款1項1目一般管理費では、人事院勧告による人件費の調整で、2節から4節まで合わせて29万1,000円を追加するものでございます。

2目水道管理費においては、電気料金高騰に伴い、10節需用費の電気料において391万円を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算のご説明をいたしますので、4ページを御覧願います。先ほど一般会計でご説明申し上げました水道使用料の基本料金の減免により、2款1項1目水道使用料を953万円を減額し、同額を特定財源、3款1項1目一般会計繰入金にて追加するものでございます。特定財源以外の財源につきましては、4款1項1目繰越金、前年度繰越金で42万1,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったもの

	<p>でございます。</p> <p>なお、6ページから7ページまでは給与明細書を掲載してございますので、ご参照のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第20号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
19	<p><b>日程第19、議案第21号「令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課施設担当課長。</p>
上山建設課施設担当課長	<p>建設課施設担当課長、上山から令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ53万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億2,335万3,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>最初に歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開き願ひます。1款1項1目一般管理費では、人事院勧告による人件費の調整で、2節から4節まで合わせて11万4,000円を追加するものでございます。</p> <p>続きまして、3目集落排水管理費では、電気料金の高騰に伴い、10節需用費の電気料において42万円を追加するものでございます。</p> <p>続きまして、歳入予算のご説明をいたしますので、4ページを御覧ください。5款1項1目繰越金で前年度繰越金より53万4,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>なお、6ページから7ページまでにおいては給与費明細書を掲載してございますので、ご参照のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第21号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

20

日程第20、議案第22号「令和4年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国民健康保険病院事務長。

増田病院  
事務長

国保病院事務長、増田より令和4年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第3号〕についてご説明申し上げます。

第2条、業務の予定量につきましては、(4)、主要な建設改良事業の病院改良事業費1億8,670万円を1億8,850万円に改めるものです。

第3条の収益的収入、予定額では、1款病院事業収益8億7,475万2,000円を9億2,475万2,000円に、第2項医業外収益3億7,905万円を4億2,905万円に改めるものです。

第4条、資本的収入及び支出では、収入、1款資本的収入2億5,050万8,000円を2億5,140万8,000円に、1項一般会計出資金8,330万8,000円を8,420万8,000円に改め、支出、1款資本的支出3億178万4,000円を3億358万4,000円に、1項建設改良費2億1,812万円を2億1,992万円に改めるものです。

第5条では、一般会計からの補助金3億5,000万円を4億円に改めるものです。

それでは、補正予算説明書に基づき収益的収入から説明させていただきますので、3ページをお開き願います。上段の表、収益的収入でございますが、1款2項医業外収益、2目他会計負担金では、経営基盤強化策に要する負担金として5,000万円を増額し、4億円とするもので、この他会計負担金を入れても不足する当年度純損失額は4,772万8,000円となる見込みでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、まず下段の表の支出で、1款1項2目病院改良事業費で院内の出入口や待合ロビーに監視カメラを設置するため、1節病院改修費に180万円を追加、中段の表の収入では1款1項1目一般会計出資金に施設改修費の2分の1を出資金として990万円を追加するものであります。この監視カメラにつきましては、院内の1階の出入口とロビー、通路をカバーするもので、防犯目的で設置をするものであります。近年医療現場で職員に対する迷惑行為も発生しているとの報道もありますので、職員や患者を常にモニターで監視するというものではなく、カメラに内蔵のSDカードで画像を保存しまして、何か事案が発生した際に検証するようにすることと併せて出入口には防犯カメラ稼働中などの貼り紙を貼り出すことを考えておまして、職員が安心して働けるよう抑止力になるものと

	<p>考えて設置をするものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第22号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>「閉会中継続調査申出書」を議題といたします。</p> <p>議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。</p> <p>お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p> <p>以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。</p> <p>したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p> <p>令和4年第4回土幌町議会定例会を閉会いたします。</p> <p>(午後 2時04分)</p>